

消費者契約に関する検討会報告書に関する意見
(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合(1枚目/16枚中)

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>1.(1)困惑類型の脱法防止規定(報告書5~6頁)</p> <p>・意見の内容</p> <p>困惑類型の脱法防止規定を設ける今回の提案について賛成します。</p> <p>ただし、つけ込み型の困惑類型である法第4条第3項第3号から第6号までについても、受け皿となる脱法防止規定を設けるべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>今回提案されている困惑類型の脱法防止規定は、法第4条第3項のうち、第1号(不退去)、第2号(退去妨害)、第7号(契約前の義務実施)及び第8号(契約前活動の損失補填請求)に対するものであり、いずれも、外形的に判断できる事業者の行為を対象としたものです。同等に不当性が認められ、消費者が勧誘を逃れようとする行動を困難にする行為は、様々な理由を述べての長時間拘束する行為や、威迫して勧誘する行為なども認められるところであり、脱法防止規定を設けることに賛成します。</p> <p>一方、法第4条第3項のうち、第3号(不安をあおる告知)、第4号(好意の感情の誤信に乗じた関係の破たんの告知)、第5号(判断力の低下による不安をあおる告知)及び第6号(靈感等による知見を用いた告知)に類する消費者の心理状況や判断力不足などに付け込んで契約をさせる行為も多様に存在しています。現行法では、各号の要件が細かく定められているため、それら要件に合致しなければ、同等の悪質性がある行為であっても、取消しの対象となりません。これら、消費者の心理状況や判断力不足などに付け込んで困惑させ契約をさせる行為に関する脱法防止規定の検討が必要です。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	
※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。	
・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）	
1.（2）消費者の心理状態に着目した規定（報告書7～8頁）	
・意見の内容	
<p>「事業者が、正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかけることにより、一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作成し、消費者の意思決定が歪められた場合における消費者の取消権を設けること」に賛成します。なお、法文化にあたっては、過度に要件を狭めることなく、例示された行為がいずれも対象となり、被害救済がはかられる規定とするべきです。</p> <p>また、過大な期待を抱かせる等の単なる意識の高ぶりを超えて高揚感をあおる行為についても取消の対象とすべきです。</p>	
・意見の理由	
<p>事業者からの働きかけによって、熟慮の機会を奪われ、契約の要否について慎重な判断をすることができなくなるというせい弱性が生じるリスクは、誰にも生じます。正常な事業活動を超えた事業者の不当な働きかけによって、消費者の意思決定が歪められてしまうという場面を捉え、消費者の取消権を設けることが必要です。</p> <p>ただし、このような規定を設けるに際し、対象となる事業者の行為を細分化したり、過度に限定的な要件を加えることは避けるべきです。少なくとも、報告書において具体例として挙げられた、①消費者の検討時間を制限して焦らせたり、②広告とは異なる内容の勧誘を行って不意を突いたり、③長時間の勧誘により疲弊させたりする勧誘手法を、組み合わせたり、あるいは極端な形で用いることにより、消費者が慎重に検討する機会を奪う行為があった場合については、取消の対象とするべきです。</p> <p>また、事業者が消費者に対し過大な期待を抱かせる等の単なる意識の高ぶりを超えて高揚感をあおる行為についても、消費者の意思決定を歪めさせる代表的な行為であり、同じく取消の対象とすべきと考えます。</p>	

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>1.（2）消費者の判断力に着目した規定（報告書8～10頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>消費者の判断力の低下に着目し、消費者の取消権を認める規定を設けることに賛成します。</p> <p>ただし、報告書で示された要件は、限定的であり、対象範囲が狭すぎるため、①生活に支障を及ぼす契約という要件を緩和し、対価的に不均衡な契約や消費者が告知した目的に合致しない契約などを含める、②事業者の主観的要件に過失を含むなどすべきです。</p> <p>加えて、判断力低下の客観的基準についても過度に限定的なものとならないようにする必要があります。</p> <p>・意見の理由</p> <p>判断力不足に着目した規定を設ける方向性については賛成します。</p> <p>しかし、報告書で提案されている要件では、救済される事例は限られます。これらの要件を満たす行為は、民法でも不法行為や公序良俗違反の行為と評価される可能性が高いと考えられます。</p> <p>このような規定は、実質的には消費者の意思能力が否定されるようなケースでの立証緩和という点では意義を有するとは考えられるものの、本来求められていたつけ込み型の不当勧誘に対する取消権として機能する場面は極めて限定的です。たとえば、多数の被害事例が報告されている経済的合理性を欠いた保険契約勧誘、高齢者には不要で求めてもいない高額な高機能スマホ・タブレット販売事例などについても救済される必要があります。</p> <p>このような観点からは、生活に著しい支障を及ぼす契約のみならず、対価的に不均衡な契約や、当該消費者の契約目的と合致しないような内容の契約も対象とすべきです。</p> <p>また、報告書では判断力の著しい低下について基準の明確化を図ることも考えられるとされていますが、これが医師の診断書や意見書を要求するものとなれば、実際の被害救済は著しく困難となってしまいます。規定の実効性を欠くことのないようにその基準は過度に限定的なものとならないようにする必要があります。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。） （４）過量契約取消権における「同種」の解釈（報告書11頁）</p> <p>・意見の内容 「同種」の範囲は、過度に細分化して解すべきではなく、当該消費者が置かれた状況に照らして合理的に考えたときに別の種類のものを見ることが適当かどうかについても、社会通念に照らして判断すべきである旨を逐条解説等によって明らかにすることに賛成いたします。</p> <p>・意見の理由 現行の逐条解説では、「『同種』であるか別の種類であるかは、事業者の設定した区分によるのではなく、過量性の判断対象となる分量等に合算されるべきかどうかという観点から判断される。具体的には、その目的となるものの種類、性質、用途等に照らして、別の種類のものとして並行して給付を受けることが通常行われているかどうかによって判断されるものと考えられる」とされています。</p> <p>しかし、「同種」であるか否かについて、個別契約の実態に即して、柔軟に判断することが必要であり、「当該消費者が置かれた状況に照らして合理的に考えたときに別の種類のものを見ることが適当かどうかについても、社会通念に照らして判断すべきである旨」明らかにすることに賛成いたします。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>2.（1）「平均的な損害の額」の考慮要素の列挙（報告書13頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>「平均的な損害」を算定する際の主要な考慮要素として、解除の時期、当該消費者契約の性質、当該消費者契約の代替可能性、費用の回復可能性などを例示列挙することについて、賛成します。</p> <p>ただし、「当該消費者契約における商品、権利、役務等の対価」を考慮要素とすることについては、慎重な検討を要します。</p> <p>・意見の理由</p> <p>適切な考慮要素を法第9条第1号に列挙することにより、「平均的な損害」の内容及び金額について、具体的な検討が可能となるので、主要な考慮要素を列挙することに賛成します。</p> <p>法第9条第1号に係る裁判例の中には、解除の時期や契約の代替可能性の要素を考慮し、平均的な損害の額を算定した裁判例等も存在するので、これらの要素が適切に考慮されるよう、法第9条第1号において明示すべきです。</p> <p>ただし、「当該消費者契約における商品、権利、役務等の対価」については、契約を解除した場合に、当該契約の対価が当然に損害となるわけではないから、「平均的な損害」の考慮要素として挙げるのが適切であるかには疑問があり、慎重な検討を要すると考えます。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>2. （2）解約時の説明に関する努力義務の導入（報告書 13～14 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>解約時の違約金条項の説明に関して努力義務の規定を導入することについては、賛成します。ただし、説明の対象を単に「違約金条項について不当でないこと」とするべきではありません。端的に、違約金条項の算定根拠を説明する努力義務とすべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>事業者が、違約金条項に基づいて違約金を請求する以上、その算定根拠は予め定められ、消費者に対して説明されるべきです。事業者が、損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項を定める際に、あらかじめ「平均的な損害の額」を十分算定していれば、紛争が生じた場合でも、算定根拠を示した説明も容易となり、損害賠償の額の予定又は違約金を巡るトラブルも回避できるものと考えられます。</p> <p>よって、説明の内容については、単に「違約金条項について不当でないこと」とすべきではありません。どのような考慮要素及び算定基準に従って「平均的な損害」を算定し、違約金が当該「平均的な損害」の額を下回っていると考えたのかについて、適切な説明がなされるべきです。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>2. （3）違約金条項についての在り方に関する検討（報告書 15 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>「平均的な損害」の考え方について、違約金条項に関する消費生活相談事例や差止請求訴訟の実例も参考にし、関係する事業者、業界団体や適格消費者団体等の意見も踏まえつつ、法学、経済学等の観点から違約金条項の在り方に関する検討を行い、逐条解説等により随時示していくことに賛成です。</p> <p>・意見の理由</p> <p>「平均的な損害」の考え方については、未だ基準が確立されているとはいえ、同種契約に係る裁判例においてさえも考え方がまちまちです。そこで、「平均的な損害の額」の意義をより明確にすべく、違約金条項に関する消費生活相談事例や差止請求訴訟の実例も参考にし、関係する事業者、業界団体や適格消費者団体等の意見も踏まえつつ、法学、経済学等の観点から違約金条項の在り方に関する検討を行うことが必要です。そして、必要に応じ、逐条解説等により随時示していくことに賛成です。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>2.（4）立証責任の負担を軽減する特則の導入（報告書 15～16 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>事業者が消費者らの主張する「平均的な損害の額」を否認する場合には、自己の主張する「平均的な損害の額」について算定根拠を明らかにしなければならないという積極否認の特則をおくことに賛成します。ただし、特則の利用主体については適格消費者団体に限定するべきではありません。</p> <p>・意見の理由</p> <p>平均的な損害の額に関する情報は、基本的に事業者が保有しており、消費者がその立証を行うことは極めて困難です。したがって、主張、立証負担を緩和するための一方策として、積極否認の特則をおくことには賛成です。ただし、制度を実効化すべく、積極否認の特則にしたがわず、事業者が「平均的な損害の額」についての算定根拠を明らかにしない場合には、消費者らの主張する「平均的な損害の額」について事実であるとの自白をしたものと取り扱うべきことを法律上、明確にすべきです。</p> <p>また、特則の利用主体については適格消費者団体に限定するべきではありません。本制度は、事業者において説明してしかるべき「平均的な損害の額」について、訴訟上も事業者側が積極的にその主張立証活動を行うべきことを明らかにするにすぎず、このような制度の在り方を適格消費者団体の場合に限定すべき理由はありません。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
電話番号	03 - 5212 - 3066
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>2.（5）将来の検討課題（報告書 16～17 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>文書提出命令の特則をおき、裁判所が事業者に対して、「平均的な損害の額」の立証に必要な書類の提出を命じることができるようにすることは必須です。これを将来の検討課題とせず、今次の改正で具体化することを求めます。</p> <p>・意見の理由</p> <p>前項の積極否認の特則のみでは、消費者の「主張」の負担軽減にとどまり、「立証」負担の軽減に直接繋がるものとはいえません。文書提出命令の特則を併せて導入することで、はじめて「立証」負担を軽減するものとして機能します。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>3. （1）サルベージ条項（報告書 19～20 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>サルベージ条項を規律する規定を設けることについては賛成しますが、その対象を、法第 8 条の損害賠償の免責条項に限定すべきではありません。</p> <p>消費者契約法その他の法令により無効とすべき消費者契約の条項と、それとは別に無効となる範囲を限定するサルベージ条項がある場合には両条項が、一体として無効となる規律とすべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>サルベージ条項は、その意味が消費者にとって正しく理解されず、結果として事業者に対する責任追及を萎縮する効果があることから、不当条項として規律する必要があります。そして、サルベージ条項の問題は理論的には事業者の損害賠償責任の一部免除に関わる場合に限定されず、法第 8 条の 2 の解除権の放棄条項や第 1 0 条で無効となる原状回復請求や修補請求の免除等もサルベージ条項の対象となり得ます。</p> <p>しかしながら、報告書では、損害賠償の免責条項（法第 8 条）のサルベージ条項に限定して無効とする旨規定することが考えられるとしており、不十分です。</p> <p>また、報告書の規律だけでは、無効となるのは当該免責条項だけであり、これと別途にサルベージ条項を設けてある場合に、当該サルベージ条項は無効にならないとも解釈される余地があります。サルベージ条項の最大の問題点は、消費者に対して事業者に対する責任追及の萎縮効果をもたらすことにありますので、萎縮効果をもたらすサルベージ条項自体の排除につながる規律とする必要があります。そこで、当該無効条項だけでなく、別途の条項とされているサルベージ条項も一体として無効であり、適格消費者団体による差止請求の対象となることを明示すべきです。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>3. （2）所有権等を放棄するものとみなす条項（報告書 20～21 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>消費者の一定の行為をもって意思表示を擬制する条項を、消費者契約法第 10 条の第 1 要件の例示に加えて規定するという方向性に賛成します。</p> <p>ただし、権利放棄の対象を所有権に限らず、「一定の行為をもって消費者の権利を放棄するものとみなす条項」を例示とするか、少なくとも「所有権等」の内容について、所有権以外が広く含まれることを例示して逐条解説等に明記すべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>消費者契約法第 10 条の第 1 要件の例示としては、無効となる可能性のある条項が挙げられるべきです。もっとも、対象条項をあまりに限定するならば、第 10 条の第 1 要件の例示とするよりも、独立して無効となる不当条項として規定した方が適切です。</p> <p>報告書では、第 1 要件（任意規定に比して消費者の権利を制限し、又は義務を加重する）の「権利」として「所有権等」とはされていますが、明確に示されているのは、「所有権」のみとなっています。意思表示が擬制される権利としては、「所有権」に限られるものではありません。</p> <p>そもそも、意思表示の擬制条項の不当性の本質は、消費者の意思と擬制される意思表示との間に乖離がある点にあると考えられ、このような乖離がある条項としては、所有権の放棄条項に限られるものではないことからすると、第 10 条の第 1 要件で特に対象となる権利の例示を所有権に限定する必要はありません。少なくとも、「所有権等」と定め、逐条解説等に所有権に限られるものではないことが判るように、所有権以外も含まれる旨を明記すべきです。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>3. （3）消費者の解除権の行使を制限する条項（報告書 22～23 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>消費者の解除権の行使を制限する条項について、不当条項規制により対応することに賛成します。</p> <p>・意見の理由</p> <p>消費者の解除権の行使を制限する契約条項については、本来は解除の意思表示たり得るものであればその方式を問わずに自由に消費者が行使できるはずの解除権の行使が制限され、これにより消費者の解除権の行使が困難とされる点に不当性の本質があると考えられます。</p> <p>したがって、解除に伴う手続に必要な範囲を超えて、消費者に労力又は費用をかけさせる方法に制限する条項を不当条項として規制することに賛成です。また、その規制の範囲の判断を画するため、「本人確認その他の解除に係る手続に通常必要な範囲」等として、必要な範囲の典型例を具体的に示すことや、これに加えて、当該消費者契約の締結の際に必要とされた手続等と比して、消費者の労力又は費用を加重することを要素とすることについても、消費者の解除権行使の機会を実質的に保障する観点から、賛成です。</p>

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>3. （4）消費者の解除権に関する努力義務（報告書 23～24 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>契約の締結場面のみならず、解除権を行使する時点においても必要な情報提供の努力義務規定を設けることには、賛成します。</p> <p>ただし、過大な情報提供が必要なほどに解約手続きが困難に設定されている場合は、それ自体が消費者の解除権を制限する条項として無効な不当条項となることを前提とすべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>報告書では、①事業者が開設するホームページ上で契約の解除の方法について紹介しているが、ホームページの表記が分かりにくい、②契約を解除するためにはウェブページやアプリケーション上で手続きをすることとされているが、解除をするためのリンクが分かりにくく表示される、③解除は電話によるとされるが、消費者が電話をしても事業者の担当者に電話が繋がりにくい、解除を進めるためには複数のウィンドウでクリックを繰り返す必要がある、④特にオンラインで結ばれる契約では、契約者の相続人による解除が非常に難しい場合がある、⑤サブスクリプション契約においては、契約締結の容易さに比して、解約手続きが困難に設定されている場合がある等の運用があり得る等、解約手続きが困難な事例が紹介されています。</p> <p>解除権を行使する時点においても、消費者に必要な情報提供をすべきことは否定しませんが、上記のような事例は、解約手続きが困難となっている点がそもそも不当であって、情報提供をしても正当化されません。過大な情報提供が必要なほどに解約手続きが困難に設定されている場合は、それ自体が報告書 2 1 から 2 3 頁の「消費者の解除権行使を制限する条項」として無効な不当条項となることを前提とすべきです。</p>

複数意見の場合（14 枚目／16 枚中）

氏 名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職 業	特定適格消費者団体
住 所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電 話 番 号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p>	
<p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>4. （1）定型約款の表示請求に係る情報提供の努力義務（報告書 25～26 頁）</p>	
<p>・意見の内容</p> <p>事業者の努力義務として、消費者に定型約款の表示請求権がある旨の情報提供をすることを定めることに反対します。端的に、事業者の義務として、定型約款の事前開示義務を明確に定めるべきです。</p>	
<p>・意見の理由</p> <p>消費者契約法第 3 条 1 項 2 号で、事業者には、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供する努力義務がある旨定めています。当該消費者契約において定型約款を使用する場合には、その内容はまさに権利義務に関わるものであるから、定型約款の事前開示義務は、消費者契約法第 3 条 1 項 2 号の情報提供義務の具体化の一つです。まず、端的に定型約款の事前開示義務を明確にする規定を置くべきです。</p> <p>しかるに、報告書の提案は、この定型約款の事前開示義務をあえて規定せず、消費者に対し、定型約款の表示請求権がある旨の情報提供をすることを定めようとしています。このように、定型約款の事前開示義務を定めずに、表示請求権に関する情報提供義務のみ定めれば、事業者に対して、定型約款の事前開示をしなくても良いとのメッセージとなることが強く懸念されます。このような事態は、消費者契約法第 3 条 1 項 2 号で求められている情報提供義務にさえ反するものです。</p>	

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。） <p>4. （2）適格消費者団体の契約条項の開示請求（報告書 26 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見の内容 適格消費者団体に事業者に対する契約条項の開示請求権を付与する改正に賛成します。 ・意見の理由 適格消費者団体は差止請求を通じて、消費者契約の適正化と公正な消費者取引の実現に大きな役割を果たしてきました。しかるに、これまでの適格消費者団体の取り組みにおいて、消費者から被害相談のあった契約条項の開示を求めても事業者がこれを開示しないことを経験しています。また、不当条項の是正を約したものの、是正後の契約条項の提供を拒むといった事業者の対応も経験しています。このような事業者に対して契約条項を開示させる必要は高く、適格消費者団体に契約条項開示請求権を付与することは、公正な取引をより実現していくことになり、結果として事業者の利益にもつながります。

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	特定適格消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6
電子メールアドレス	webmaster@coj.gr.jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>5. 消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について（報告書 27～28 頁）</p> <p>・意見の内容</p> <p>情報提供の努力義務（法 3 条 1 項 2 号）に関し、事業者の情報提供における考慮要素に年齢を加え、総合的な考慮を行うことに賛成します。</p> <p>さらに、財産状況、生活状況についても考慮要素に加えるべきです。</p> <p>・意見の理由</p> <p>年齢は、未成年取消権が付与されていることから、権利義務に関する理解の程度において一つの指標となります。</p> <p>情報提供の程度や内容は、当該消費者の属性の総合的な考慮によって行われるべきです。消費者契約は多種多様であり、財産の多寡や生活の状況によって提供する情報が異なるものもあります。消費者契約の内容の情報提供について、総合的に考慮するメルクマールとしては、個々の消費者の年齢、知識、経験のみならず、財産状況、生活状況も考慮して行くべきです。</p>